

総論 The SUISHIN

下水道分野における 水ビジネス国際展開の取り組みについて

たもと のりひで
田本 典秀

国土交通省
水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課
課長補佐



1 はじめに

2014年度末時点における我が国の下水道処理人口普及率は77.6%に達し、約9,775万人が下水道の恩恵を受けている。かつての深刻な水環境問題を克服し、現在の状況に至るまで、課題解決のため、我が国では多くの優れた下水道技術が開発されてきた。もちろん、推進工法もその一つである。

一方、世界に目を転じると、アジアを中心とした途上国が著しい経済成長を遂げつつあり、世界の水ビジネス市場についても、2007年の約36兆円から、2025年には約87兆円に達すると見込まれている。

国土交通省では、途上国をはじめとする世界の水環境問題の解決のため、

我が国の優れた下水道技術の国際展開を図っているところである。本稿では、現在国土交通省で推進している下水道分野における国際展開の取り組みについて概要を紹介したい。

2 持続可能な開発のための2030アジェンダ

まず、国際的な動きについて触れてい。2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、アジェンダ)が採択された。これは、2016年から2030年までの国際開発目標であり、目標の達成に向け、先進国と途上国の双方が取り組むものである。さらに、アジェンダは2001年に策定された「ミレニアム開発目標」で残された課題と新たに顕在

化した課題に対応するものとされ、この中に「持続可能な開発目標」(SDGs)が盛り込まれている。

SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成されており、水分野については、ゴール6として、「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」が掲げられている。このうち、特に下水道に関するものを表-1に示す。

3 我が国における目標と体制

3.1 インフラシステム輸出戦略

次に、我が国における政府全体の目標について述べる。2013年5月に「日本再興戦略」の一部として取りまとめられた「インフラシステム輸出戦略」(2015年6月に改訂)では、「官民連携の推進」、「インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援」、「国際標準の獲得」などの施策を動員し、2020年に年間30兆円のインフラシステムを受注することが目標として掲げられている。

3.2 国際展開を推進するための体制

国際展開の取り組みを着実に実施していくため、下水道分野では以下のとおり国内の体制整備が行われている。

表-1 持続可能な開発目標(下水道関係抜粋、仮訳)

ターゲット	内容
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。

まず、2009年4月には、産学官が一体で、我が国の優位技術のPRや、これらを活用したプロジェクト形成支援等により、民間企業の海外進出を後押しするためのプラットフォームとして、下水道グローバルセンター（以下、GCUS、事務局：国土交通省・（公社）日本下水道協会）が発足した。GCUSは、「国際貢献」、「ビジネス展開支援」および「国内施策への還元」の3つの目標を柱として、セミナー等開催、ビジネスマッチングの実施など様々な活動を実施している。推進工法関連では、GCUSの下に「ベトナムにおける推進工法普及活動に関するワーキンググループ」（以下、推進WG）を設け、推進工法の普及に取り組んでいるところである。なお、GCUSには、下水道関係法人や自治体等に加え、2015年10月末時点で33社の企業会員が参画している。

また、2012年4月には、我が国の水・環境インフラ技術と政策を海外に積極的に提供していくための自治体・機関

の連合体として、水・環境ソリューションハブ（WES-Hub、事務局：国土交通省）が発足し、現在11自治体・機関の参画のもと、活動している。

4 国別の取り組み

ここでは、国土交通省で下水道分野における国際展開の重点対象国と位置付けている国のうち、ベトナムおよびインドネシアにおける取り組みについて概要を述べた後、今後実施が予定されている海外の下水道事業に関連し、特にカンボジアおよびウクライナの状況について触れる。

4.1 ベトナム

ベトナムでは都市部の下水道普及率が10%程度であるが、ハノイやホーチミン等の都市でJICAによる円借款事業などを含む多くの下水道事業が進行中である。我が国企業にとっては、多くのビジネスチャンスが広がっている。

国土交通省としては、2010年12月

にベトナム建設省との間で「下水道分野に関する技術協力覚書」を締結（2013年12月更新）している。これ以降、政府間会議・セミナー等の開催、JICA長期専門家の派遣などを通じて、ベトナムへの技術協力を続けているところである。ベトナムにおける取り組みのロードマップを、図-1に示す。また、地方自治体においても、多くの都市間協力関係が構築されている。

推進工法に関する話題としては、前述のGCUSの推進WGを中心に、ベトナムにおける推進工法の設計・積算基準の策定支援を実施しており、2014年3月には初版をベトナム側へ贈呈した。さらに、2015年10月に開催された第8回日越政府間協議においては、鉄蓋・組立マンホールに関する基準を追加した改訂版をベトナム側に贈呈した。本基準については、今後、ベトナムの国家基準としての位置付けが期待されているところである。

このように、ベトナムにおいては下水

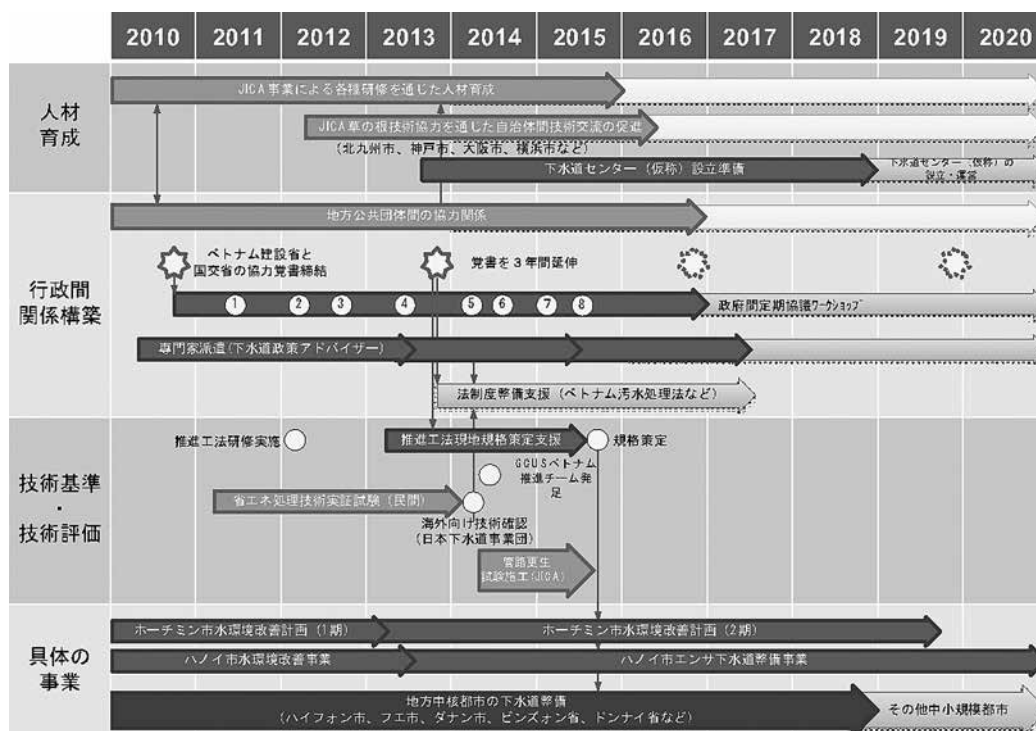


図-1 下水道分野の国際展開 ロードマップ（ベトナム）